

きずな通信

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな 2021.5月 No.193

(takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp)

新型コロナウイルス感染予防対策を今一度徹底しましょう！！

宮崎県内でも5月に入って感染者が急増し、県独自の緊急事態宣言が発令されました。職場においても改めて感染予防を徹底することが求められています。マスクの常時着用や日頃の体調管理に加えて、外出から帰った時の手洗いをしっかり行い、室内の換気に気を付けましょう。職場の安全確保の為に事業所として最善を尽くしましょう。

また、休業等の対応や助成金の活用など何なりとご相談下さい。

社会保険加入の事業所さまへ



◆ 昇給・夏期賞与がある場合はご連絡下さい。

社会保険の加入の方は全員、給与額に応じて等級が決まっております。

等級により、社会保険料・将来の年金等に影響がありますので、昇給または降給がある場合・夏期賞与がある場合は必ずご連絡をください。

◆ 社会保険料の算定期間中です。

社会保険料の等級が適正であるか、年に1度社会保険料の算定が行われます。

これは、4・5・6月に支払われた給与を元に、一年間の社会保険料の等級を決定するもので、6月支払いの給与が確定されましたら、給与の提出を宜しくお願いいたします。残業手当や休日出勤手当の金額も含めます！

事務組合きずなの皆様へ



◆ 労働保険料の年度更新を行っています。

年度更新では、1年間の賃金総額に基づいて納付する保険料を算定いたします。全従業員（パート・アルバイト含む）の令和2年4月分～令和3年3月分給与額が必要です。まだの事業所様は至急、FAX又はメールにて送信お願い致します。

◆ 労働保険料の納入通知書を郵送いたします。

労働保険料の計算が完了した事業所様から順次、納入通知書をお送りいたします。第1回目の納入期限は6月30日となっておりますので、ご協力宜しくお願い致します。